

## 令和 6 年第 3 回岐阜県議会定例会提出議案の概要（条例その他）

（令和 6 年 6 月 1 9 日）

議第 8 0 号 岐阜県税条例等の一部を改正する条例について

[担当課：税務課]

地方税法等の一部改正に伴い、次のように改正する。

### 1 事業税

外形標準課税（※）について、現行の基準（資本金 1 億円超）を維持した上で、次のとおり適用対象法人の見直しを行う。

※ 資本金の額が 1 億円を超えている法人が対象となるが、経済情勢の変化に伴い、企業経営のあり方が変容し、減資や持株会社化・分社化等の組織再編により、対象法人数の減少等が見受けられる。

	改正内容	施行日
減資への対応	当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和 7 年 4 月 1 日 (経過措置※あり)
100%子法人等への対応	資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人等の 100%子法人等のうち、資本金 1 億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が 2 億円を超えるものは、外形標準課税の対象とする。	令和 8 年 4 月 1 日

※ 地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の公布日（令和 6 年 3 月 30 日）以降に資本金を 1 億円以下に減らした法人は課税対象

### 2 軽油引取税

マリンレジャー等に使用される自家用船舶（いわゆるプレジャーボート）を、課税免除の特例措置の対象から除外する。

### 3 その他所要の規定の整理を行う。

（一部を除き、令和 7 年 4 月 1 日から施行）

議第 8 1 号 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例及び岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：薬務水道課]

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行に伴い、次の 2 条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県厚生環境関係手数料徴収条例
- 2 岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例

(一部を除き、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

議第 8 2 号 岐阜県県営水道用水供給事業において技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例について

[担当課：薬務水道課]

水道法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整理を行う。

(公布の日から施行)

議第 8 3 号 岐阜県住民基本台帳法施行条例及び岐阜県個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例について

[担当課：地域福祉課]

生活保護法の一部改正に伴い、次の 2 条例について所要の規定の整理を行う。

- 1 岐阜県住民基本台帳法施行条例
- 2 岐阜県個人番号の利用等に関する条例

(公布の日から施行)

議第 8 4 号 濃飛 2 号橋工事の委託契約について

[担当課：道路建設課]

- 1 契約の目的 公共地域連携推進事業濃飛 2 号橋工事
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約金額 2, 266, 000, 000円
- 4 契約の相手方 愛知県名古屋市中村区名駅 1 丁目 1 番 4 号  
東海旅客鉄道株式会社
- 5 工事の場所 一般国道 257 号  
中津川市千旦林地内
- 6 工事の概要 橋りょう上部工  
本線橋  
延長 58.50メートル  
幅員 8.00メートル  
B ランプ橋  
延長 58.50メートル  
幅員 5.50メートル  
C ランプ橋  
延長 58.50メートル  
幅員 5.50メートル  
橋りょう下部工  
橋脚 3 基

議第85号 新藍川橋下部工事の請負契約の変更について

[担当課：道路建設課]

残土処分量の減少に伴い、契約金額を減額する。

契約金額	変更前	1,061,500,000円
	変更後	1,052,932,100円
		(△8,567,900円)

※当初の契約内容

- 1 契約の相手方 市川・玉田特定建設工事共同企業体
- 2 工事の場所 主要地方道川島三輪線  
岐阜市加野地内
- 3 工事の概要 橋りょう下部工  
橋脚 1基
- 4 契約年月日 令和4年10月6日

議第86号 加茂高等学校第1棟建築工事の請負契約について

[担当課：公共建築課]

- 1 契約の目的 加茂高等学校第1棟建築工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 1,485,000,000円
- 4 契約の相手方 岐建・栗山・ワタケン特定建設工事共同企業体  
構成員  
大垣市西崎町2丁目46番地  
岐建株式会社  
加茂郡坂祝町酒倉2008番地  
株式会社栗山組  
美濃加茂市新池町1丁目8番8号  
株式会社ワタケン・ホーム
- 5 工事の場所 美濃加茂市本郷町地内
- 6 工事の概要 第1棟  
鉄筋コンクリート造3階建  
延べ面積3,851.22平方メートル  
昇降口  
鉄骨造平屋建  
延べ面積127.08平方メートル  
渡り廊下  
鉄骨造2階建  
延べ面積147.82平方メートル  
鉄骨造2階建  
延べ面積135.27平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積57.93平方メートル  
自転車置場  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積66.00平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積33.00平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル

アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
アルミニウム合金造平屋建  
延べ面積19.80平方メートル  
倉庫  
鉄骨造平屋建  
延べ面積30.00平方メートル  
灯油庫  
コンクリートブロック造平屋建  
延べ面積9.00平方メートル

#### 議第87号 防災端末機器の取得について

[担当課：危機管理政策課]

- 1 種類及び数量 防災端末機器 107台
- 2 取得の相手方 愛知県名古屋市瑞穂区内浜町21番26号  
濃尾機電株式会社
- 3 取得予定金額 56,100,000円
- 4 取得の方法 買入れ

議第 88 号 岐阜県図書館の書棚の取得について

[担当課：文化伝承課]

- 1 種類及び数量 書棚 一式
- 2 取得の相手方 東京都千代田区神田駿河台 3 丁目 5 番地  
キハラ株式会社
- 3 取得予定金額 168,300,000 円
- 4 取得の方法 買入れ

議第89号 徳山ダム上流域の山林の取得について

[担当課：水資源課]

県は、徳山ダム上流域の公有地化を推進するため、次の山林の取得（共有持分の取得を含む。）をする。

- 1 所在地 揖斐郡揖斐川町檀原字扇谷奥山394番30ほか20筆
- 2 取得予定面積 6,520,096.89平方メートル（うち、共有持分の取得に係る山林の面積は、6,520,096.89平方メートル（共有持分の取得に係る山林の筆ごとの面積に当該筆に係る県が取得する共有持分の割合を乗じて得た数に相当する面積の合計は、170,264.34平方メートル））
- 3 所有者 小坂輝秀ほか7名
- 4 取得予定金額 18,899,333円
- 5 取得の方法 買収

【参考】

今回上程分に係る山林の取得状況

	筆数	今回の議案に係る土地全体の面積(A)	持分割合換算面積(B) ((A)に持分割合を乗じた換算面積)	取得割合 (全取得対象面積約17,700haに対する(B)の割合)
完全取得する山林	0筆	0.0ha	0.0ha	0.00%
持分取得する山林	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%
合計	21筆	652.0ha	17.0ha	0.10%

↓  
既取得割合（94.06%）を加えると、94.15%  
（16,665ha）

（※端数処理のため合計が合わないことがある。）

- ※ { 筆数：今回取得する土地の筆数  
完全取得：単独所有山林の取得及び共有山林の共有持分の全部の取得  
持分取得：共有山林の共有持分の一部の取得

議第90号 パーソナルコンピュータの取得について

[担当課：警察本部情報管理課]

- 1 種類及び数量 ノート型パーソナルコンピュータ 729台
- 2 取得の相手方 愛知県名古屋市千種区内山2丁目6番22号  
株式会社フューチャーイン
- 3 取得予定金額 65,760,200円
- 4 取得の方法 買入れ

議第91号 損害賠償の額を定めることについて

[担当課：生活衛生課]

令和5年12月8日、EU等に輸出される食肉に係る残留物質等モニタリングにおいて、岐阜県飛騨食肉衛生検査所の職員が、採取した検体に洗浄剤を付着させたことにより、当該検体から塩化ジデシルジメチルアンモニウム（類似物質を含む。）が検出され、購買者が飛騨牛製品を輸出することができなくなったため、当該飛騨牛製品を国内向けに販売したことで生じた差額を、高山市八日町327番地 飛騨ミート農業協同組合連合会が負担した等の件について、県は、同連合会に対する損害賠償の額を、金11,857,707円と定めるものとする。

議第92号 新丸山ダムの建設に関する基本計画の変更に対する意見について  
[担当課：河川課]

新丸山ダムの建設に関する基本計画を1のとおり変更することについては、2の附帯意見を付した上で異議がないものとする。

1 変更の内容

- (1) 建設に要する費用の概算額  
【変更前】約2,000億円  
【変更後】約4,100億円
- (2) 工期  
【変更前】昭和55年度～平成41年度  
【変更後】昭和55年度～令和18年度

2 附帯意見

- (1) 新丸山ダムの建設は、昭和58年の大水害を踏まえ、下流を洪水被害から守る事業であることから、安全第一のもと、更なる工期短縮に最大限努め、早期完成を図ること。
- (2) 事業の実施に当たっては、県財政への影響にも鑑み、最新の知見や技術を取り入れ、不断のコスト縮減及び事業予算の平準化に最大限努めること。
- (3) 地元の意向を尊重し、周辺道路の早期整備に努めるなど、水源地域の整備と振興が着実に進められるよう、より一層協力すること。
- (4) 工期延伸について、地元住民へ丁寧に説明すること。